

(四) 障害児生徒と健常児の分離教育
統合教育の必要性をそれぞれ検討の
うえ、健常児との適切な交流のしか
たを工夫する。

(五) 校内研修の努力目標を設定し、研
修計画を学校経営計画の中に位置づ
け、養護教育の多様化に応じられる
研修の組織的推進に努める。

三、障害の種別、程度に対応した教育
課程の編成に努める。

(一) 盲、聾、養護学校学習指導要領を
基準にし、障害の状態に即した教育
課程を編成する。

生活科、道徳、養護・訓練の指導
に当たっては、学級及び児童生徒ご
との実態を考慮し、有効な方途を講
ずるよう努める。

(二) 指導計画は、学級の実態に即して
合科・統合の指導形態、教科別・領
域別指導形態を適切に組み合わせ
作成するよう努める。

(三) 児童生徒の障害状況に応じるため
個別に指導目標をたて、評価しなが
ら指導を進めるよう配慮する。

同じ題材で、学習を進める場合に
も、学習の到達目標や内容を個別に
用意し、到達度、適応のしかた等を
確かめながら指導するよう努め
る。

四、障害に応じた指導方法、教材教具
の活用、開発に努める。

(一) 児童生徒一人一人の心身の障害の
程度、発達段階に応じた指導法、特
に訪問教育の内容、方法の確立に努
める。

(二) 教科書や既製の教材教具等の使用
について絶えず研究し、適時、適切
な活用に努める。

視聴覚教材や学校図書館の資料等
についても、児童生徒一人一人の特
性に合ったものを精選して、その活
用を図る。

(三) 児童生徒一人一人の特性に合っ
た、教材教具の創作と活用に努め
る。

五、身辺処理の確立、社会的自立を強
化する指導を工夫する。

(一) 観察や調査、検査を実施して、個
人理解のための資料を整備し、有効
な指導方針を立てて指導に当たるよ
う努める。

(二) 学校におけるあらゆる場を、日常
生活指導の機会として、身辺処理の
確立に努めるとともに、家庭との連
絡を密にして、学校における指導が
家庭でも生かされるように配慮す
る。

(三) 作業学習を取り入れ、作業態度や
責任感を養うとともに、社会自立
の意欲を高める指導法の研究を進め
る。

六、健康の保持増進、安全生活を図る
習慣と態度の育成に努める。

(一) 健康状態の観察や調査を計画的に
進めるとともに、関係機関の協力を
得て情報、資料を収集、整備し、そ
の活用を図る。

(二) 危険から身を守る方法について具
体的に指導するとともに、交通事故
防止のための訓練や安全な遊びの指
導を徹底する。

(三) 学校施設、用具の管理、薬品等の
保管に留意するとともに、安全な使
用と事故防止のための適切な指導を
する。

七、実態に即した進路指導の充実を図
る。

(一) 進路指導を全体計画の中に正しく
位置づけ、適切な時間を確保し、指
導の徹底を図る。

(二) 進路に関する情報、資料等を収集
整理し、その計画的な活用に努め
る。

(三) 自己の障害を理解し、その障害に
基づく種々の困難を克服しながら、
自己の進路を設計できるよう指導す
る。

(四) 進路決定に当たっては、生徒の障
害の程度、能力、特性を的確に把握
し、保護者の意見を十分反映させる
よう努める。

(五) 就職指導に当たっては、職業安定

所、事業所等の関係機関と密接な連
絡を取り適切な指導をする。

八、地域社会の啓発に努める。

(一) 全校職員が養護教育に対する正し
い認識を持ち、共通理解に立って地
域社会の啓発に当たれるように研修
を深める。

(二) 健常児と障害児との交流等によっ
て、友愛の精神を育てるとともに健
常児を通して、一般保護者が心身障
害児に対する正しい理解をもつよう
努力する。

(三) 授業参観や作品展示会、学習発表
会等を通して、養護教育に対する地
域社会の理解と協力を得るよう努力
する。

(四) 広報活動を活発にし、養護教育に
対する理解と共感を深めるよう努力
する。

(五) 養護教育研究諸団体及び各種親の
会等と、密接な協力関係を保ち、養
護教育に関する地域社会の啓発を進
める。

